

(地 443) (健Ⅱ383)

令和 2 年 1 月 18 日

都道府県医師会

担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 范 敏

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの迅速な接種のための体制確保に係る  
医療法上の臨時的な取扱いについて

今般、厚生労働省医政局総務課より各都道府県等宛に標記の事務連絡がなされるとともに、本会に対してもその周知方依頼がありました。

本件は、新型コロナウイルスワクチンの迅速な接種のための体制確保について、以下二件の医療法上の臨時的な取扱いを示すものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会管下郡市区医師会及び関係医療機関への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

1. 新型コロナウイルスワクチンの接種を実施する医療機関において、一時的に診療時間や診療日を変更する場合には、医療法に基づく当該変更の届出は省略して差し支えないこと

2. 医療機関以外の会場等を活用する場合であって、別添の厚生省健康政策局長通知「医療機関外の場所で行う健康診断等の取扱いについて」に定める要件に該当するときには、一部手続きを簡素化して(診療所の開設手続を要しない)、実施することが可能であること(同通知に規定する実施計画は、適切な時期に事後的に行うこととして差し支えないこと)

事務連絡  
令和2年12月17日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局総務課

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの迅速な接種のための体制確保  
に係る医療法上の臨時的な取扱いについて

別添の通り各都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部（局）あてに事務連絡を発出  
いたしました。貴団体におかれでは、同内容について、貴団体会員に周知いただきますよ  
う、お願い申し上げます。

事務連絡  
令和2年12月17日

各 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局総務課

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの迅速な接種のための体制確保  
に係る医療法上の臨時的な取扱いについて

「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に係る留意事項について」  
(令和2年10月23日付け厚生労働省健康局健康課事務連絡)等において、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン(以下「新型コロナウイルスワクチン」という。)の接種体制確保に係る留意事項等をお示ししているところです。

今般、新型コロナウイルスワクチンの迅速な接種のための体制確保に係る医療法上の臨時的な取扱いについて、下記のとおりまとめましたので、内容を御了知の上、管内医療機関へ周知いただくとともに、その実施に遺漏なきようお願いいたします。

なお、この取扱いは、新型コロナウイルスワクチンについて迅速に多くの国民に対して接種することの重要性に鑑みたものであることにご留意いただくようお願い申し上げます。

記

1. 新型コロナウイルスワクチンの接種を実施する医療機関において、一時に診療時間や診療日を変更する場合には、医療法(昭和23年法律第205号)に基づく当該変更の届出は省略して差し支えないこと。
2. 医療機関以外の会場等を活用する場合は、診療所開設に係る手続きが必要であるが、別添の「医療機関外の場所で行う健康診断等の取扱いについて」

(平成 7 年 11 月 29 日健政発第 927 号厚生省健康政策局長通知) に定める要件に該当する場合には、一部手続きを簡素化して実施することが可能であるため、参照の上、対応されたい。

なお、上記通知において規定する実施計画は、適切な時期に事後的に行うこととして差し支えないこと。

## 別添

### ○医療機関外の場所で行う健康診断等の取扱いについて (平成7年11月29日健政発第927号厚生省健康政策局長通知)

標記について、疾病予防、生活習慣病の早期発見等に係る国民の关心の高まりなどを背景に、医療機関外の場所で行う健康診断に対する需要が増加しているところであるが、今般国民がより身近に健康診断を受けることを可能とするとともに、予防接種等における医療機関の事務手続の簡素化を図るため、医療機関外の場所で行う健康診断、予防接種又は採血（以下「巡回健診等」という。）の医療法上の取扱いを左記のとおり定めることとしたので通知する。

なお、実施主体の既存の病院又は診療所における通常の診療に支障の生じないことについて十分確認のうえ、この取扱いを適用することとされたい。

#### 記

- 1 既存の病院又は診療所の事業として巡回健診等を行う場合における医療法及びこれに基づく法令の適用並びにこれに関する指導監督については、次のとおりとすること。
  - (1) 次のアからウまでのいずれをも満たす巡回健診等の実施については、新たに診療所開設の手続を要しないものとすること。
    - ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、労働安全衛生法等に基づく健康診断、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査及び医療等以外の保健事業としての健康診査、保険者からの委託に基づく健康診断等、公共的な性格を有する定型的な健康診断、予防接種法に掲げられた疾病的予防を目的とした予防接種（予防接種法施行令に規定する対象年齢以外の者に接種する場合も含む）、地方公共団体が直接又は委託して実施する検査のための採血のみを実施する巡回健診等（疾病的治療を前提としたものを除く。）であること。
    - イ 当該病院又は診療所の所在する都道府県内で行われるものであること。
    - ウ 次のいずれかに該当するものであること。
      - (ア) 巡回健診等を目的とした車輌又は船舶であって当該車輌又は船舶内において健康診断、予防接種又は採血を行うことができる構造設備となっているもの（以下「移動健診等施設」という。）を利用する場合
      - (イ) 移動健診等施設以外の施設を利用して行われる巡回健診等であって、定期的に反覆継続（おおむね週二回以上とする。なお、同日中に複数の場所で実施する場合については、一回の巡回健診等とみなす。）して行われることのないもの又は一定の地点において継続（おおむね三日以上とする。）して行われることのないものの

## 別添

- (2) (1)による場合、当該病院又は診療所から次に掲げる事項の提出を求めること。  
これを変更したときも同様とすること。
- ア 当該病院又は診療所の開設者の名称及び主たる事務所の所在地
  - イ 当該病院又は診療所の名称及び所在地
  - ウ おおむね一か月から三か月までの期間ごとに巡回健診等を行う場所及び各場所ごとの医師又は歯科医師である実施責任者の氏名を記した実施計画
  - エ 健康診断の項目、予防接種の種類又は採血に係る検査の種類
  - オ 実施の目的、方法及び健康診断、予防接種又は採血に係る費用の徴収方法
  - カ 移動健診等施設を利用する場合は、その構造設備の概要
- (3) (1)による場合、次の点に留意して指導監督を行うこと。
- ア 当該病院又は診療所の管理者の指揮監督の下に(2)ウの医師又は歯科医師である実施責任者に医療法及びこれに基づく法令の管理者に関する規定に則って巡回健診等を管理させること。
  - イ 巡回健診等を行うに当たっては、衛生上、防火上及び保安上安全と認められる場所を選定し、かつ、清潔を保持するよう留意させること。
  - ウ 医療法人が巡回健診等を行う場合にあっては、当該病院又は診療所の事業として行われるものであるため、定款又は寄附行為の変更（新規事業の追加）は不要であること。
- (4) (1)による場合、予防接種については、あくまで、新たに診療所開設の手続を要しない場合を示しているのみであり、本通知によって「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」（平成25年3月30日付け健発0330第2号健康局長通知）の別添「定期接種実施要領」による実施場所、注意事項その他の取扱いを何ら変更するものではないこと。
- 2 巡回健診等が1(1)に該当しない場合には、従来どおり巡回健診等の実施場所ごとに診療所開設の手続をとるものとすること。